

子育て

子育て応援！5月から ファミリー・サポート・センター事業が始まります

菊陽町社会福祉協議会 ボランティアセンター ☎(232)4824

これまで町社会福祉協議会が行っていたキャロットサービスの子育て支援サービスを、5月1日からファミリー・サポート・センター事業として実施します。利用料の一部を町が助成し、サービスを利用しやすくして子育て世代を応援します。

■利用料金

利用時間	5月1日からの利用会員利用料金 (円/時間)	町からの助成額 (円/時間)	協力会員受領額 (円/時間)
平日(月～金)午前8時～午後7時	これまで 800円 → 500円	300円	800円
平日の早朝・夜間(上記以外の時間)	これまで 900円 → 700円	200円	900円
土・日・祝日の終日			

※協力会員が自家用車を使用する場合(子どもの送迎など)は、利用料金のほかに1km20円の負担が必要です。宿泊はできません。
※兄弟姉妹など同一世帯の複数の子どもが利用するときは、2人目から利用料金が半額となります。

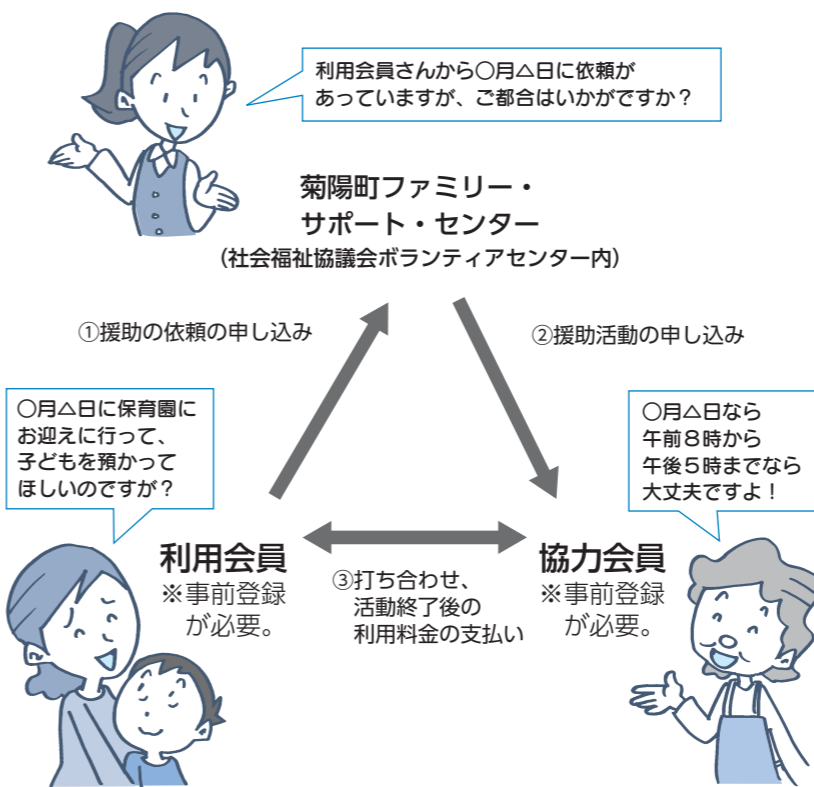
■取消料金

- 前日までに取り消した場合 → 無料
 - 当日中に取り消した場合 → 250円×開始予定を過ぎた時間
 - 無断で利用しなかった場合 → 全額
- ※食事代(ミルクなど)やおやつ代、おむつ代などその他必要経費は、利用会員から協力会員へ直接支払っていただきます。

■どんなときに利用できるの？

- 残業などで保育所や放課後児童クラブなどの送迎をしてほしいとき
- 病院や美容院に行きたいとき、一時的に子どもを預かってほしいとき など

■ファミリー・サポート・センターの仕組み ※利用するには、事前に登録が必要です。



ファミリー・サポート・センター 会員募集

ファミリー・サポート・センターとは、子育てを援助してほしい人(利用会員)と、子育てを援助したい人(協力会員)からなり、お父さんお母さんに代わって育児支援を提供する相互援助の組織です。

■利用会員の登録要件

町内に住所を有する人、または菊陽町の事業所に勤務している人で、小学6年生までの子どもの保護者。

■協力会員の登録条件

町内に住所を有し、心身ともに健康で子育てに意欲がある人。
※協力会員に登録する人は、町社会福祉協議会が実施する研修や勉強会への参加をお願いします。詳しくは、ボランティアセンターへ問い合わせください。

子育て

児童手当の手続きはお済みですか

福祉課 子育て支援係 ☎(232)4913

児童手当の手続きを忘れずに

児童手当は、15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している人に支給されます。しかし、支給資格があっても、「認定請求」や「額改定認定請求」などの手続きをしないと手当を受けることができません。手当は、原則、手続きをした月の翌月から支給となりますが、出生日や転入予定日などが月末の場合、その日の翌日から15日以内に手続きを行えば、特例で出生・転入月に手続きがあったものとして取り扱います。里帰り出産をする場合などは、特にご注意ください。

また、支給資格がなくなった場合は、「受給事由消滅届」などの手続きが必要です。手続きが遅れると、支給された手当を返していただくこととなりますので、早急に手続きをしてください。

平成24年中の所得の確認を

児童手当の受給者は、子どもを養育している父か母などで恒常的に所得が高い人となります。ただし、受給者が育児休暇中などで、仕事に復

帰すれば所得が高くなる可能性があります。変更が必要な場合は、5月中に手続きをしてください。また、平成24年中の住民税などの所得の申告が終わっていない場合は、早急に申告を行ってください。

■必要書類(受給者を変更する場合)

- ・現受給者の「受給事由消滅届」
- ・新受給者の「認定請求書」、「健康保険証」、「普通口座通帳」その他必要な書類が必要になる場合もありますので一度お問い合わせください。

児童手当受給中の場合

現在、児童手当受給中の人は、引き続き児童手当を受ける要件があるかを確認するため、6月に「児童手当・特例給付現況届」をお送りします。現況届には、必要に応じて添付していただく書類がありますので、詳しくは6月上旬に発送予定の現況届の案内をご覧ください。

年金保険料を「後納」することで、 年金額アップ・年金の受給資格を得られます

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある人は、申し込むことで、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が、過去2年から10年に延長(「後納制度」といいます)されます。

■後納制度のメリット

- 2年以上前の保険料を納めることにより、
- 将来受け取る年金額が増額
- 年金の受給資格が得られる可能性があります。

不足していた期間を納めることにより、年金受給なしが年金受給可能になります。

■利用できる人

- ①20歳以上60歳未満の人
10年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間がある人
- ②60歳以上65歳未満の人
①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある人
- ③65歳以上の人
年金受給資格がなく任意加入中の人など

1カ月分の後納保険料を納めることにより老齢基礎年金が増額される目安としては・・・

$$\frac{786,500 \text{円} \times \text{平成25年度満額の年金額}}{480 \text{カ月} (40 \text{年} \times 12 \text{カ月})} \approx 1,638 \text{円} (\text{年額}) \text{ 増額された年金額が毎年支給されます。}$$

※延長される10年とは、納めようとする月前10年以内の期間です。(例)平成15年10月の場合 → 平成25年10月末となります。

■問い合わせ 町民課 年金係 ☎(232)4914